

令和元年度 足立区地域自立支援協議会報告資料
地域生活支援拠点等整備に関する中間報告

令和元年 2 月

足立区 福祉部 障がい福祉推進室長付 障がい福祉課

1 足立区における地域生活支援拠点等の協議・検討の方針

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、国の指針により各自治体において、令和2年度末までに地域における課題の解決を目指す地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）の整備が求められている。

これを受け、足立区における拠点等の設置を目指し、主に下記の方針に基づき、足立区地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）を中心にあり方の協議・検討を行うこととした。

（1）重点的かつ早急に検討を行う機能について

国の解説資料¹において、拠点等が果たすべき目的として「①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用」、「②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備」の2つが示されている。これを受け足立区においては、特に①の「緊急時の相談支援・受け入れ」体制を早急に備えるべき喫緊の機能と捉え、国資料で例示されている拠点等に必要な5つの機能のうち、「相談」および「緊急時の受け入れ・対応」の2つの機能について重点的かつ早急に検討を行う方針とした。

（2）協議・検討の場について

今年度の自立支援協議会においては、上記の2つの機能に対応する部会として、特に「相談支援部会」と「暮らし部会」においてそれぞれ「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」の機能の協議・検討を行うこととした。

また合わせて、区が設置する各ネットワークのうち、検討する機能と関連性が高い「足立区相談支援事業所ネットワーク（以下、「相談支援ネットワーク」という。）と「足立区障がい者福祉施設ネットワーク（以下、「施設ネットワーク」という。）においても、それぞれ関連する機能について協議・検討、調査等を行う方針とした。

（3）関係者への説明・周知について

（1）および（2）のとおり設定した重点的かつ早急に検討を行う機能および協議・検討の方針について、別紙1「地域生活支援拠点・協議方針(案)」のとおり資料を作成し、庁内関係部署および自立支援協議会の相談支援部長や暮らし部会長等へ説明、周知を行った。

¹ 厚生労働省障害保険福祉部障害福祉課「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

2 取り組み経過について

(1) 自立支援協議会

■相談支援部会		
7/26 (金)	第1回相談支援部会	・ 部会実施方針等について確認
10/2 (水)	第2回相談支援部会	・ 区内相談支援体制について ・ 暮らし部会におけるニーズ調査結果報告
12/11 (金)	第3回相談支援部会	・ 拠点等における窓口のあり方検討 ・ 緊急相談先、相談受付事例について ・ 相談支援体制および基幹相談支援センターのあり方検討
■暮らし部会		
7/3 (水)	第1回暮らし部会	・ 区内緊急資源についての情報共有・意見交換
8月	ニーズ調査および緊急対応事例調査実施	—
9/18 (水)	第2回暮らし部会	・ ニーズ調査結果報告 ・ 緊急対応事例検討を通じたニーズの確認
12/18 (水)	第3回暮らし部会	・ ニーズ調査結果を受けて必要な資源・サービスについて協議・検討

(2) ネットワーク

■相談支援ネットワーク		
9/5 (木)	第2回相談支援ネットワーク	・ 緊急対応事例について情報交換・検討（グループワーク）
9/9 (月)	緊急対応事例調査実施	—
■施設ネットワーク		
6/28 (金)	第1回施設ネットワーク	・ 拠点等に関する今年度の協議・検討方針説明
8/30 (金)	ニーズ調査および緊急対応事例調査実施	—
9/20 (金)	第2回施設ネットワーク	・ 拠点等に関するニーズ調査結果報告

(3) ニーズ調査

ニーズ調査は、上記の通りくらし部会および施設ネットワークにおいて実施し、両者の回答を合わせ集計した(別紙2「地域生活支援拠点におけるニーズ調査・集計結果(抜粋版)」)。

(4) 緊急対応事例調査および事例検討・評価

緊急対応事例については、くらし部会、相談支援ネットワーク、施設ネットワークにおいて事例収集調査を実施した。報告のあった緊急対応事例については、自立支援協議会事務局(障がい福祉課)において作業班を設け全件事例検討を実施し、区内資源(機能)の評価と集計を行った(別紙3「地域生活支援拠点における緊急事例検討結果」)。

3 協議・検討および調査結果の分析と今後の方針

(1) 「相談」

ア 相談支援事業所の拡充・連携体制の強化について

- ・ 相談支援部会での協議の中で、足立区における相談支援事業所の充足度(障害福祉サービス等受給者数に対する相談支援事業所の数の割合)は、23区中23番目(最下位)であることが判明した(別紙4)。
- ・ 同様に相談支援部会において、計画相談支援の計画策定率も58.6%とようやく半数を超えた程度であり、セルフプラン希望者も含んではいないが、依然として計画相談支援の利用に至っていない障がい者が多くいる実態が確認できた(別紙5)。
- ・ 緊急事例検討結果(別紙3)においては、区内における「相談」機能の充足度は62.5%と最も低かった。「相談支援事業所のコーディネート力や調整、連携力が必要だった」との評価が多かった。
- ・ 相談支援部会においては、相談支援事業所間の連携が不足している実態を確認し、共有した。また、基幹相談支援センターも含めた相談支援事業所同士の役割分担が不明確である状況も確認し、解決に向けた議論を行った。

【今後の方針の提案】

- 相談支援事業所のさらなる拡充の方策について、引き続き協議を行う。
- 相談支援ネットワーク等を通じ、既存事業所間の法人を超えたさらなる連携体制を構築する。
- 基幹相談支援センターの果たすべき役割について整理し、相談支援事業全体の対応力、コーディネート力の強化を図る。

イ 休日夜間対応・ワンストップ窓口について

- ・ ニーズ調査の結果（別紙2）、「相談」機能は3番目にニーズが高い（65.4%）という結果であり、自由意見では、24時間365日対応可能な窓口や、たらい回しにしないワンストップ窓口を求める意見が多数あった。
- ・ 一方相談支援部会では、相談支援事業所に限らず、日中通所先や加入している家族会、区の援護係等、障がい者が生活のスタイルに合わせたそれぞれの相談窓口をすでに持っており、安心感を得られているとの意見が多数あった
- ・ また、収集した緊急事例においては、夜間の対応を必要とした事例は4件、土日の対応事例は1件（夜間の事例と重複）とごくわずかであった。
- ・ 暮らし部会においても、相談窓口の一本化よりも、相談を受けた後、緊急を要する事例の場合の対応手順の平準化が重要ではないか、との意見があった。平準化のために、緊急対応手順のマニュアルや、足立区共通のアセスメントシート作成等の提案があった。

【今後の方針の提案】

- 足立区においては日中活動系事業所をはじめとする資源が豊富にあり、すでに様々な生活スタイルに合わせた「相談窓口」が機能している。常時のワンストップ窓口の新設については詳細なニーズ分析を行い、引き続き必要性の検討を慎重に行う。
- ワンストップ窓口を設けない場合でも、障がい者が必ず区内のサービス、資源とのつながりを持てるよう、相談支援事業所の拡充に努め、相談支援の計画策定率の向上を目指す。
- 様々な主体の窓口において緊急相談を受けた後の対応の平準化は、対応の質の向上のためには非常に有効であると考えられるため、足立区版対応マニュアルやアセスメントシートの作成に向け、取り組んでいく。

(2) 「緊急時の受け入れ・対応」

ア 緊急保護について

- ・ ニーズ調査の結果（別紙2）では、5つの機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」を求める回答が96.2%と、圧倒的多数だった。
- ・ 暮らし部会において、既存の区内短期入所はレスパイト目的の事前予約でほぼ満床になり、緊急目的での受け入れ希望に対してほとんど対応できていない実態が改めて浮き彫りになった。
- ・ 緊急事例検討結果（別紙3）では、「緊急時の受け入れ・対応」機能の充足度は66.35%で、「相談」に次いで下から2番目（充足していない）との評価であった。

- ・ 緊急対応事例の内容でも、結果的に緊急時に短期入所等につなげられたケースであっても、実際には区外の遠方の事業所に行かざるを得ないケースがほとんどで、区内における深刻な緊急対応資源不足を指摘する評価が多数あった。

【今後の方針の提案】

- レスパイト目的の利用も想定されている短期入所事業とは別に、緊急保護に特化したしくみ、事業が必須であり、新たに区内での事業実施に向け、検討を行っていく。
- あわせて、依然として短期入所事業自体も資源としては乏しいため（12事業所：固定枠35人分のみ）、引き続き短期入所事業の拡充にも、重点的に取り組む。

イ 既存資源の情報共有・運用方法について

- ・ 暮らし部会において、区内における短期入所事業のほか、法人独自・団体独自で行っている緊急対応資源について、存在が知られておらず、また法人間での情報の共有がされていない実態が明らかになった。
- ・ ニーズ調査の結果（別紙2）の自由意見においては、短期入所事業所の空情報を共有できるシステム、しくみ等を求める意見があった。
- ・ また暮らし部会において、緊急対応が必要な案件が発生した際、緊急度が低い事前予約をキャンセルして緊急受入れを優先する運用等を検討できないか、との意見があった。

【今後の方針の提案】

- 暮らし部会において、区内の緊急対応資源を一覧にし、情報の共有を図ったが、今後「資源マップ」等、さらに見やすく、情報共有しやすい媒体の作成を検討していく。
- さらに、短期入所事業所の中には、100%近くの稼働率の事業所もあれば、それほど高い稼働率でない事業所もあり、事業所間や特にコーディネート役を期待される相談支援事業所との空情報の共有のしくみについて、引き続き検討していく。
- 短期入所事業所の運営において、より緊急度の高い案件を優先的に受け入れできるしくみについて、良い運用方法がないか、引き続き検討していく。

（3）その他機能

今年度は、令和2年度の拠点等設置に向け特に重要な「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の2つの機能について重点的に協議・検討を行ったが、続く令和3年度以降にはその他の機能も順次整備が必要である。今年度の調査・協議・検討の中で、ニーズの高かった資源、機能について、下記のとおりいくつか報告する。

ア 重度者向け共同生活援助（グループホーム）

- ・ ニーズ調査の結果（別紙2）において、「拡大・拡充が必要と思うサービス」として、短期入所に続いて共同生活援助（グループホーム）を上げる回答が34.6%と、2番目に多かった。

【今後の方針の提案】

- 区内には、精神、知的、身体障がい者向けあわせて86ユニット・計467人分ものグループホームが展開しているにも関わらず、重度者向けはごくわずかで、ニーズに対応できていない現状が明らかになったため、重度者向けグループホームの整備促進に向け、調査・研究を行っていく。

イ 人材育成

- ・ ニーズ調査の結果（別紙2）、必要な機能のうち、「専門的人材の確保・養成」との回答は73.1%と2番目に多かった。

【今後の方針の提案】

- 福祉サービスの人材不足は深刻であり、各事業所、法人からの要望も高い。加えて、重度障がい者、医療的ケア対応のできる専門的人材の確保・養成は、他の機能の充実のためにも喫緊の課題であるため、引き続き様々な方策について、検討を行っていく。

ウ 体験

- ・ 緊急事例検討結果（別紙3）において集計した「対応事例の類型」では、「介護者の不調」の事例が最も多く、半数を超える57.7%であった。
- ・ そうした介助者の不調を原因とする緊急対応事例において、介助者の不調にいたるまでに家庭外のサービスや資源の体験機会が不足していたケースが多数見受けられた。

【今後の方針の提案】

- 未然に「緊急」事案を生まないための、「体験」の重要性が改めて浮き彫りに。一人暮らしやグループホームの体験に留まらず、広く短期入所やその他家庭外のサービスをより気軽に体験するしくみの構築が課題であり、引き続き検討を行っていく。

4 まとめ

今年度の調査・協議・検討の結果、区内における各機能、資源の展開状況と、来年度以降の拠点等の設置に向けたイメージとして、別紙6のとおり図としてまとめた。今後は、この図中で特に事業がほとんどない機能や量が少ない資源等について充実、拡充を図り、拠点等の設置を目指していく。